

障害者福祉システム等標準化検討会 指定都市要件検討分科会（第4回）議事概要

日時：令和5年12月21日（木）9:30～10:45

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出席者（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学大学院 人間福祉研究科 講師（非常勤）
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長
出席	米山 のぞみ	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 係長
出席	佐々木 善行	横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 係長
出席	河田 輝彦	堺市健康福祉局障害福祉部障害支援課 副主査
出席	川崎 優子	堺市健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課 主幹兼係長
出席	中村 寛久	堺市健康福祉局健康部精神保健課
出席	田中 俊	福岡市福祉局障がい者部障がい企画課 係長
出席	北川 順香	福岡市福祉局障がい者部障がい企画課
出席	大鋸 洋光	福岡市福祉局障がい者部障がい企画課
出席	佐藤 亮介	株式会社アイネス 開発本部 WR開発部長
出席	近藤 誠	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 主任
出席	福田 佳孝	富士通Japan株式会社 パブリック事業本部 社会保障・フロントソリューション事業部 シニアマネージャー

（オブザーバー）

欠席	千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
出席	池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
欠席	外圍 暖	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	兼田 智	デジタル庁統括官付参事官付
欠席	丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
欠席	小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
欠席	巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任 保険局保険課 課長補佐 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー
出席	青木 健一	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐
出席	市川 貴志	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 主査
出席	澤田 晶	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 係員

【議事次第】

1. 第4回分科会の進め方
2. 要件の検討（議論）

3. その他

【議事概要】

○福岡市構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」）協議案管理番号：1追-5について、福岡市の認識としては、機能の内容がベンダの実装範囲となったことにより、基本データリストのコードID：007（進行状態）に記載されている「ユーザにて任意に設定」も「ベンダの実装範囲」に変更になる認識でいる。その上で対応されるコードの内容として、最低限「申請入力中」、「申請入力済」、「判定依頼中」、「判定済」、「決定済」が必要と考えたところであり、当該内容に対する対応を要件に追加いただきたい。
- ⇒（事務局）基本データリストの規定の管轄はデジタル庁となるが、現時点ではデジタル庁へ基本データリストのコードID：007（進行状態）の記載を「ベンダの実装範囲での対応も可能」と変更するよう調整はできていない。ただし、当該案件が決まれば、要件の考え方・理由に記載のとおり、「ベンダの実装範囲での対応も可能」となるように、デジタル庁へ調整を行う予定である。その上で、デジタル庁へ伺いたい。基本データリストのコードID：007（進行状態）の「ユーザにて任意に設定」の記載について、「ベンダの実装範囲での対応も可能」の追記は可能か。
- ⇒（デジタル庁）当該コードのみの取り扱いであれば対応は可能と考えるが、全体的に見直してほしいとのことであれば、調整が発生する内容となる。
- ⇒（事務局）当該コードのみの取り扱いのため、調整は可能であると承知した。仮にコードID：007（進行状態）に「ベンダの実装範囲での対応も可能」と記載されたとして、福岡市構成員の意見について各構成員のご意見を伺いたい。
- ⇒（富士通構成員）福岡市構成員の意見の意図は理解できるが、ベンダの実装の範囲となることにより、福岡市構成員の意見をどのように機能として規定するのが良いか。例えば、参考例として記載するのがよいのか。
- ⇒（アイネス構成員）各ベンダとも大枠では福岡市構成員のご意見の内容で実装は可能と考えるが、細かく突き詰めることにより、自治体の運用とどうしてもあわないことが起こりうる可能性がある。そのため、参考例として記載するのがよいのではないか。
- ⇒（福岡市構成員）参考例で構わないので明示できるように記載をいただきたい。
- ⇒（事務局）「要件の考え方・理由」に参考例として記載を追加させていただくので、それに対して受入れ可否等のご意見をいただきたい。

○NEC構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」）協議案管理番号：87について、今回追加いただいた債権発生元支給年月は単一年月ではなく、期間の年月として管理する必要があるのではないかと。
- ⇒（アイネス構成員）NEC構成員と同様に、自治体の運用としては期間での管理が求められると考えられるため、支給年月とは別に支給対象となった年月を期間で管理する必要があるのではないかと。
- ⇒（福岡市構成員）当該要件で追加された項目は、基本データリストのどのグループに属するのか確認したい。債権発生元支給年月について、特別児童扶養手当支給情報グループで管理するので

あれば、支給年月が既にキーとなっているので、当グループへ他項目をあわせて管理するという整理で問題ないとする。新しい「特別児童扶養手当債権管理情報」等のグループで管理するのであれば、主キーの考慮も必要であるとする。

⇒（事務局）特別児童扶養手当支給情報グループに追加となる管理項目として考えている。各構成員の意見を受けて、期間年月として管理できるように管理項目を見直すこととする。

○アイネス構成員

- ・（資料2「指定都市要件検討分科会における検討要件一覧」）協議案管理番号：48追-1について、機能ID：0220289の身体障害者手帳の紙様式の出力については、指定都市としては必ず必要な機能であるため指定都市要件とし実装必須で規定することに理解できるが、機能ID：0220290のカード様式のためのデータ出力、写真のダウンロード機能については手帳のカード様式の利用有無により指定都市でも当該機能の必要有無がわかれると思われる。そのため、機能ID：0220290の機能は指定都市においても標準オプション機能で問題ないとする。また、療育手帳も同様とする。

⇒（福岡市構成員）福岡市では、手帳は紙様式のみを利用のため、機能ID：0220290のカード様式の機能については標準オプションのままで問題ない。

⇒（横浜市構成員）横浜市では、カード様式を利用しているため、機能ID：0220290も実装必須としてほしい。

⇒（堺市構成員）堺市では現時点でカード様式は利用していないが、今後、カード様式を利用する可能性もあるため、実装必須となっていることが望ましい。

⇒（事務局）指定都市の運用によって分かれる機能であるため、機能ID：0220289、0220290をセットで実装必須と規定するのではなく、それぞれの機能を別要件として実装必須機能として案を作成する。その上で受入れ可否等のご意見をいただきたい。協議案管理番号：48追-2の療育手帳も同様とする。

○事務局

- ・住民記録システムからの住基情報の連携について、区間転居の扱いについて検討をさせていただきたい。現時点で異動事由については区間異動に関する事由はなく、区間異動時は転出及び転入になると伺っている。障害者福祉システムを利用する指定都市の運用として区間異動を把握する必要がないのであれば、現在規定されている事由で問題ないが、本当に問題ないのか各構成員へ確認をさせていただきたい。なお、事務局で把握している内容としては多くの既存システムで住基情報の連携において区間異動の異動事由を連携がされていると認識している。その上で、区間異動者のリストを抽出し、区間異動者を把握する運用がなされていると認識している。一方で標準仕様の異動事由では区間異動が把握できず、転出、転入の履歴データから区間異動者なのかを判断する必要が出てくるのではないかと危惧している。

⇒（福岡市構成員）福岡市では区間異動は市外転入出とは異なる運用フローであり、区間異動者のリストをもとに必要な手続きを行っている。また、今後、市民の負担軽減のために窓口申請手続きを減らそうという動きもある中で、区間異動者の把握ができなくなる、あるいは毎回、前住所から区間異動者を判断するような運用となることは事務負担が高くなり非常に困る。また、中国地方、九州地方の他の指定都市の状況をヒアリングしたところ、福岡市と同様に既存の連携において区間異動の異動事由で連携を実施しているとのことであった。

- ⇒（横浜市構成員）横浜市も福岡市と同様に、区間異動の事由で連携をしている。各区では区間異動した場合、担当の区から区間異動後の区で台帳の変更が必要となり事務移管がなされる。そのため、区間異動の対象者は容易に把握できる仕組みが必要である。
- ⇒（アイネス構成員）区間異動であることが判断できる項目は必要と考える。現在の標準仕様で連携のしくみを検討しているが、区間異動を把握できる項目がないため、転出、転入が並んだ履歴で来た場合は区間異動とみなすなど考えている。一方で転出、転入が逆転することがある場合や、転出、転入の間に別の異動データが入った場合など例外があった場合は判断ができなくなるため、区間異動を把握できる事由あるいは項目は必要と考える。
- ⇒（NEC構成員）既存のシステムでも区間異動者を抽出しリスト化するなどは実装しているため、他の構成員と同様に連携項目から区間異動がわかる仕組みは必要である。
- ⇒（富士通構成員）他ベンダ構成員と同様である。異動事由でなくても、最低限、何かしらの項目で区間異動者が把握できる項目が必要と考える。
- ⇒（堺市構成員）窓口担当に確認しないと区間異動者の運用について正確にはお答えできないが、療育手帳の運用においては区間異動なのか市外への転出なのかは事務を回す上で重要な項目となる。一方で堺市の人口規模的では区間異動者のリストから対象者を把握するような運用は必要なく、対象者を1件1件確認しながら対応を行っていると思われる。
- ⇒（福岡市構成員）手当等やその他事業においては、転出のタイミングで支給停止処理や資格喪失処理を行っている。市外転出入時の処理からみても、区間異動と区別されていることが必要である。区間異動をトリガーとした処理と、（区間異動を除いた狭義の）市外転出入のみをトリガーとした処理、それぞれの必要性を検討する必要がある。
- ⇒（デジタル庁）当内容については標準化PM0ツールへの意見としても過去にあげられた経緯があるが、その際の回答としては、住民基本台帳法により転居ではなく、転出、転入であることから住民記録システムの検討会および総務省とも相談の上、現在の異動事由に規定されたところである。デジタル庁のみの判断で当該事由コードの変更を行うことはできないため、総務省への意見出しをお願いしたい。
- ⇒（厚労省情参室）障害者福祉として住基連携において区間異動の把握が必要であることは理解した。また、他の業務においても区間異動が把握できないことでどのような課題があるのかを確認した上で検討を進めたい。

以 上